



ひだか

第69号

農業委員会だより

令和6年3月

発行：日高市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会 住所：日高市大字南平沢 1020 TEL：042-989-2111



目次 (ページ)

- 2 令和5年度の活動報告
- 3 地域計画の策定について
農地の貸借について
- 4 援農サポーター事業について
農業者年金について
農地の賃借料情報

タブレット端末を活用中!

農業委員、農地利用最適化推進委員
に1人1台タブレット端末を配備し、農地
パトロールや農地利用状況調査等に活用
しています。

令和5年度の活動報告

I 農地法に関する事務（R6年1月1日現在）

1. 総会等の開催及び議事録の作成

開催日の周知及び議事録の作成等を実施。

2. 事務に関する点検

点 検 項 目	件 数	実 施 状 況	標準処理期間
農地法第3条に基づく 許可事務（農地の売買等）	許可24件 不許可0件	・申請人に対し事実確認 ・農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 ・総会にて審査基準を踏まえた審議	30日
農地転用に関する事務	40件	・申請人に対し事実確認 ・農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 ・総会にて許可基準を踏まえた審議を経て県知事へ送付	30日
農地所有適格法人からの 報告への対応	管内の農地所有適格法人数7法人 （うち報告書提出済みの農地所有適格法人数5法人）		
情報の提供等	《賃借料情報の調査・提供》…農業委員会だよりで周知 調査対象賃貸借件数72件 公表時期：令和6年3月		
	《農地の権利移動等の状況把握》…提供していない 調査対象権利移動等件数24件 取りまとめ時期：令和5年12月		
	《農地基本台帳の整備》 整備対象農地面積1,026ha 台帳更新：年1回の税情報により補正実施		

II 最適化に関する活動

●活動内容

- ・年に一度、管内の農地全筆を対象とする農地利用状況調査を実施。
（今年度よりタブレット端末を活用し、航空写真と照らし合わせながら確認）
- ・各委員により、定期的に担当地区内のパトロールを行い、農地状況を把握し、遊休農地解消や農地集積に係る活動を実施。
- ・新規就農希望者の相談に対し、関係機関と連携し、就農に関する支援を実施。
- ・農業の担い手不足解消に向けた『援農サポーター事業』について検討を行い、市公式ホームページ内に『援農サポーター事業』の紹介ページを掲載。

◎地域計画の策定

法改正により、全国全ての地域（市街化区域を除く）において地域計画の策定が義務付けられました。日高市では、令和6年度中の策定に向け、農業委員会、市、農協等で連携し、順次取り組んでまいります。市内の豊かな農地を次の世代に引き継いでいくため、ご協力をお願いいたします。

【地域計画とは】

地域の話し合いに基づいて、5年後、10年後は、だれがどのように農地を利用するかをまとめる計画です。

【地域計画の内容】

- ・地域農業の現状と課題
- ・地域農業の将来のありかた
- ・地域農業の将来のありかたを達成するために必要な事項

農業者の皆様へ

**農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則^(※1)として埼玉県農林公社経由になります！**

〈 現 行 〉

利用権設定による農地の貸借^(※2)

令和7年3月までは経過措置期間
として活用可能



貸し手



借り手

〈 令和7年4月以降 〉

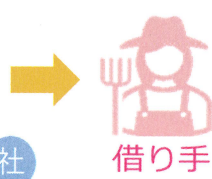
中間管理事業による農地の貸借



貸し手



農林公社



借り手

※1 令和7年4月以降も、農地法第3条に基づく農地の賃貸借を行うことは可能です。

※2 農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成する農用地利用集積計画

現行の農用地利用集積計画では、貸借開始の約1ヶ月前の申し出でしたが、変更に伴い、貸借開始の約4ヶ月前の申し出が必要となります。提出書類等も変更がありますので、新規の貸借や更新の際には、事前に農業委員会までご相談ください。

農地の貸し借りは、必ず農業委員会へ手続きが必要です！

援農体験してみませんか？

農業委員会では、農作業を体験したい人と農作業を手伝ってもらいたい農家を繋ぐために、市内で農家が実施する援農サポーター事業を紹介しています。

農家の手助けとして、また、農作物や土と触れ合う場として、この事業にぜひ参加してみませんか？

【参加対象】

農業をサポートしたい方、農作業を通じて農業への理解を深めたい方

【参加方法】

市公式HP内「援農サポーター事業」ページに掲載されている「**援農サポーター事業**」告知表より参加したい事業があれば、実施農家に直接連絡をしてください。

農作業を手伝ってもらいませんか？

【農家向け】

援農サポーター事業で、農作業の手伝いを募集したい場合は、農業委員会事務局にお問い合わせください。

詳しくは…

「日高市 援農」で検索



若い農業者の皆さん！

自分の老後

自分で守れますか？

若い農業者の方は、

国民年金の上乗せの公的な年金

「**農業者年金**」に加入して安心して豊かな老後を！

【ポイント1】

保険料は自由に選べる！

(2万円～6万7千円、千円単位)

さらに、35歳未満であれば、

1万円からでも加入可能！

【ポイント2】

認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現！**

【ポイント3】

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象！

その他にも、税制面で優遇措置がある！

※**農業者なら誰でも入れる「終身年金」**です。

年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。

詳しくは…「**農業者年金基金**」で検索

*お問い合わせ先

農業者年金基金、最寄りの
農協、農業委員会へ



◇農地の賃借料情報

令和5年中に貸借している農地の平均額は次の表のとおりです。

平均額は法的な効力、決定力を持つものではなく、あくまでも**参考値**となります。

実際の賃借料は、農地の状況に合わせて貸し手と借り手の両者でよく話し合ってから決めてください。

地 目	田	畑
R5年平均額	5,200 円	6,600 円
(R4年平均額)	(3,000 円)	(5,567 円)
R5年最高額	5,200 円	39,292 円
R5年最低額	0 円	0 円

(※1,000 m²あたりの年額)

編集委員 (順不同)

横田拓也、梅澤三子、福嶋輝幸、清水典子、
松田浩幸、加藤正明、小久保浩司